

[事案 23-110] 死亡保険金支払請求

・平成 23 年 10 月 26 日 裁定打切り

<事案の概要>

統合失調症の治療を受けていた妻の死亡について、保険会社が契約後 3 年以内の自殺であるとして自殺免責を適用し、死亡保険金の支払を謝絶したことを不服として申立のあったもの。

<申立人の主張>

妻は、自身を契約者・被保険者、私（申立人）を受取人として平成 20 年 1 月に変額保険に加入した。妻は、以前から幻覚に苦しめられ、統合失調症と診断されて、精神科にも通院治療しており、主治医の診断書にも「精神疾患と自殺の関連性を否定するのは難しいのではないと思われる。」と記載されているので、精神病という疾病の影響下に死亡したものであると考えられ、支払免責事由には当たらない。

<保険会社の主張>

被保険者は、統合失調症に罹患していた事実はあるものの、その死亡時、精神障害が被保険者の自由な意思決定能力を喪失ないしは著しく減弱させた結果、自死行為に及んだと認められる事実はない。よって、被保険者の死亡は、申立契約の約款に定める免責事由である「自殺」に該当するので、申立人の請求に応ずることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方が提出した書面等に基づいて審理したが、下記のとおり、裁定審査会の権限の範囲では判断に必要な諸事実の確認ができず、本件についての審理・判断をすることができない。そこで、所要の権限を有する裁判所による裁判手続において解決することを妥当と思料し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 4 号により、裁定打切り通知にて理由を明らかにし、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 判例・学説上、自殺免責規定における「自殺」（以下、自殺免責規定の自殺については「自殺」と表記する。）とは、被保険者が自己の生命を絶つことを意識し、これを目的としてその生命を絶つことをいい、被保険者に精神疾患による精神障害が生じている場合など、自由な意思決定をなしえない状況の下になされた動作に基因する死亡は、ここにいう「自殺」には含まれないと解されている。
しかし、精神病に罹患している者全てが精神疾患を原因として自殺するわけではなく、被保険者の自殺行為が精神障害中の自殺として、「自殺」には該当しないと認められるためには、単に精神病への罹患だけでは足りず、精神障害が被保険者の自由な意思決定能力を喪失ないしは著しく減弱させた結果、自殺行為に及んだものであると判断できることが必要であるとされている。
したがって、本件でも、「自殺」に該当しないというためには、被保険者がうつ病に罹患していた事実が認められることのみでは足りず、そのうつ病により、被保険者の自由な意思決定能力が喪失ないしは著しく減弱された結果、自殺に及んだと判断されることが必要となる。
- (2) 裁定審査会が当事者双方が提出した書面等の一件書類を検討したところ、被保険者が本件自殺時に統合失調症に罹患しており、かかる疾病が被保険者の自殺を惹起した可能性

は認められるものの、かかる疾患が存在することによって、直ちに被保険者に自由な意思決定能力が欠けていたか、あるいは著しく減弱していたと認定することはできない。

- (3) この点を判断するには、被保険者の統合失調症の程度、本来の性格、自殺に至る言動や精神状態、自殺行為の態様、他の動機の有無等を総合的に勘案しなければならないが、そのためには、診療記録の取り寄せ、担当医師や被保険者の周囲の人物からの事情聴取、専門医師の鑑定等が必要となるところ、当審査会は裁判外紛争処理機関であり、かかる調査、証言を得て、鑑定をする手続きを持たない。